

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項の規定に基づき、採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項第四号の衛生上支障がない建築物は、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の三の二に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）とする。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。